

熊本県知事 蒲島郁夫様

2014年2月6日

日本共産党熊本県委員会

県議会議員 松岡徹

日本共産党南部地区委員会

八代市議会議員 笹本サエ子

芦北町議会議員 坂本登

「水利使用許可の判断基準」に照らし「瀬戸石ダムは撤去が妥当」の表明を

「水利使用許可の判断基準」は、「流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が河川法第26条第1項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。水利使用に係る土地の占用及び工作物の新築等は、当該水利使用の目的を達成するために必要な最小限度のものである必要があります」としています。

この「判断基準」については、「水利使用許可」についてのものであり、知事が、電源開発・瀬戸石ダムの「水利権更新」について判断するうえでも、重く留意すべきものと言えます。

堆積土砂による水位上昇による浸水被害、ダム本体の河積阻害による水位上昇による浸水被害、ヘドロ悪臭被害、アオコ・赤潮の発生など水質汚濁、海域への土砂供給阻害、鮎などの移動生息阻害等々、瀬戸石ダムが「公益上の支障」をもたらしているのは明らかです。

加えて、想定以上の洪水によるダム崩壊の危険性、コンクリート劣化等、構造物の老朽化によるダム崩壊の危険などが懸念されます。

以上の点からして、瀬戸石ダムにより「治水上その他公益上に支障を生じるおそれが」あることは明らかです。

知事が、国土交通省に対して、「瀬戸石ダムについては撤去が妥当」との見解を表明されることを強く求めるものです。

なお、知事が結論を得るプロセスとして、知事自らが現地を視察し、住民との対話等を通じて、「治水上その他の公益上の支障を生じるおそれ」の「有無」について検証されること、県庁各部門の検討の際も、この見地に立って検証し、意見等のまとめにあたるよう指示されることを求めるものです。